

第25回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成28年6月29日(水)午後2時00分より
於：島原市有明庁舎3階大会議室

第25回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成28年6月29日(水) 14時00分
2. 閉会時間 平成28年6月29日(水) 15時42分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 29名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第5号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第7号議案 非農地証明願について
 - 第8号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第9号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
 - 第10号議案 島原市農業振興地域促進協議会委員の推薦について
 - 第11号議案 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について

午後2時00分開始

事務局

総会開会前ですが、本日は・・・会長が、公務のため出張しておりますので、島原市農業委員会会議規則 第5条第1項の規定により、・・・・ 会長代理が議長を務めます。

議長

それでは、只今より、第25回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・・ 委員、・・・番・・・・ 委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・・ 委員、・・・番・・・・ 委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の使用貸人は、・・・・の・・・・さん、使用借人は、・・・・の・・・・さんで、畑1筆1,701平方メートルを使用貸借するための申請です。

取得後の耕作面積は3,210平方メートルで、農地法第3条第2項第5号の下限面積50アールに達していませんが、島原市農業委員会が定める別段の面積30アールに達しておりますので取得は可能となっております。

農機具は、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番・・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の使用借人は、兼業農家で30年の農作業歴があります。

母と2人で農業を営んでおり、キャベツ、バレイショを作付し、通作距離は車で10分ということ

で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番から4番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・・・委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・・・さんです。畑1筆398平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は3,608平方メートルで、農地法第3条第2項第5号の下限面積50アールに達していませんが、島原市農業委員会が定める別段の面積30アールに達しておりますので取得は可能となっております。

農機具は、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・・・さんです。畑1筆1,226平方メートルを第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番と交換するための申

請です。

取得後の耕作面積は12,082.73平方メートルで、農機具は、耕うん機1台、管理機1台、トラクター1台、肥料散布機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆1,064平方メートルを第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番と交換するための申請です。

取得後の耕作面積は3,602.82平方メートルで、農地法第3条第2項第5号の下限面積50アールに達しておりませんが、島原市農業委員会が定める別段の面積30アールに達しておりますので取得は可能となっております。農機具は、管理機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆3,107平方メートルを売買するための申請です。

なお、社会福祉法人は農地法施行令第2条第1号ハの「当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供するものと認められるもの」に該当するため取得が可能となっております。

取得後の耕作面積は19,307平方メートルで、農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、草刈り機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。1番について、・・・番 ・・・委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で30年の農作業歴があります。

母と2人で農業を営んでおり、キャベツ、バレイショを作付し、通作距離は車で1分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に2番について、・・・番 ・・・委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で60年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、とうもろこしを作付し、通作距離は自宅から400メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に3番についても、・・・番・・・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、兼業農家で30年の農作業歴があります。

母と2人で農業を営んでおり、水稻、バレイショを作付し、通作距離は自宅から400メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に4番について、・・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は社会福祉法人での農作業歴があります。

入所生徒の実習園として農業を行っており、キャベツ、薬草、お茶を作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番から4番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1

番から4番は許可することに決定します。

・・・番　・・・・・・　委員の入場を求めます。

(・・・・・・　委員　入場)

議長

馬渡委員に関する案件も含め、農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番は許可することに決定しましたので報告します。

次に、第3号議案　農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案　農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番について説明します。

1番の申請人は譲渡人が・・・・の・・・・さん、譲受人が・・・・の・・・・さんで、申請地1筆24平方メートルを・・・・番・の住居の進入路として利用したいと申請し平成・・年・月・・日付け長崎県指令・・島振第・・・・号で許可されておりましたが、・・・・番・の前面道路を進入路として確保でき、転用の必要がなくなったため、・・・・番・の許可部分を取消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は着工されておらず、現況は農地のままになっておりました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました。第3号議案　農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可処分の取消願いを認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案　農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番は認めることに決定し、県知事に進達します。

次に、第4号議案　農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、当初は隣接地・・・番・の土地の一部を借りて市道からの進入路とする計画で、平成・・・年・月・日付け長崎県指令・・・農地活第・・・号で許可を受けていましたが、・・・番・の所有者と共同で里道の占有、水路の付替え、払下げを行い、・・・番・、同番・、同番・及び・・・番・と一体に・・・番・及び・・・番の進入路とする計画ができたため、当初計画を変更したいとの申請です。

なお、進入路の申請は、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番で申請されています。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで宅地、東側及び南側は水路を挟んで農地、西側は農地となっております。

雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について、ご意見等はありませんか。

・・・番 (・・・ 委員)

今回の件ではないのですが、許可申請が済んで変更があった場合、たとえば許可申請して、許可がきた、家を建てる場合もあるだろうし、雑種地にする場合もあるでしょうが、その変更の範囲はどこまでですか。

たとえば、今の申請は平成・・・年・月の許可ですが、その前の分は平成・・・年に許可された分もあ

りますね。そうすると、・年間そのまま農地のまましているのがあると、許可がきてから現況は農地だから課税は農地だから農地の課税でしょうけど、その農業委員会の権限はどこまであるのか、一応確認です、この案件ではなく確認をしておきたい。

これは、農業委員として認識しておきたい。許可がきてから、どこまで家を建てなければいけないのか、計画が変わったので5年後に変更するなどの基本的なことを説明してもらいたい。

事務局

本来、農地転用の許可基準の中に、許可後すぐに工事に入るのが基本です。

基本の内容として、事務指針に3ヶ月以内に着工をする、1年以内に完了するのが基本になっています。

本来からすると、1年以内、大きい建物ですと1年以内は無理なのですが、一般的な建物としては3ヶ月以内に着工して、1年以内に完了するというので、それが出来ないようであれば、それが出来るようになってから申請をしていただくというのが基本です。

ただ、1年以上経っても着工もしていないようであれば、農業委員会が指導することになっています。

・・・番（・・・・・・ 委員）

その認識は共有しておかなければなりません。

・・・年に許可申請がでて、県から許可がきて今度は変更する。今度のは平成・・・年ですけども。

計画するときには、実行見込をして農業委員会にあげるように、農業委員も認識しておかなければいけないと思う。

事務局

事務局でも1年に1回、進捗状況の調査をしております。進捗がない場合は、代理人を通じて本人さんに状況を確認するようになっています。

それで、まったく進まないようであれば取り消していただくのが本来なのですが、あまり厳しくするのも難しいところもありますので、一応基本はそういうことになります。

議長

ほかに、ご意見等がありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の申請人は……の……さん及び……の……で、申請地1筆58平方メートルを……番・、同番・及び同番・と一体に……番・及び……番の進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と地判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

……番 …… 委員

現地調査員

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側は里道及び水路を挟んで宅地及び第4号議案1番申請地の農地、東側は農地、南側は申請者の農地、西側は宅地となっております。

雨水は敷地内の側溝を経由して水路放流するというので、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地381平方メートル及び・・・番・と一体に、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第5条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地法第4条第6項の農地転用の不許可の例外（農地法施行規則第35条5号「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側及び西側は申請者の農地、南側は申請者の宅地となっております。

雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について、ご

意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は……の……さん、譲受人は……の……さんで、申請地249.10平方メートルを譲り受け、露天駐車場及び車の回転広場として利用したいとの申請です。

なお、隣接の……番……の住居を同時に購入するため、駐車場及び車の回転広場がないための申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

……番 …… 委員

現地調査員

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側は里道を挟んで雑種地、東側及び西側は宅地、南側は雑種地及び宅地となっております。

雨水は自然流下し溜柵を経由して水路放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地353平方メートルを譲り受け、・・・番・宅地、・・・番・宅地と一体に木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員)

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は道路、東側は農地、南側は宅地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ流すとなっております。問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第6号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地499平方メートルを借り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は使用貸人の農地、西側は里道を挟んで農地となっております。

雨水は溜枿を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ流すとなっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第6号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の賃貸人は・・・の・・・さんと・・・の・・・さん、貸借人は・・・の・・・さんと・・・の・・・さんで、申請地1, 833平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(1,086.76平方メートル、148.50kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は水路を挟んで宅地、南側は農地、西側は水路を挟んで宅地及び農地となっております。

雨水は自然流下で水路へ流すということで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について説明します。

なお、この申請は農地法第5条第3項の規定、農地を農地以外にする行為に係るもので30アールを超える場合は長崎県農業会議（都道府県機構）の意見を聞かなければならない、と規定されております。

本市では、農業委員会総会で議決後に長崎県農業会議の意見を聴取することになっており、長崎県農業会議の意見を踏まえた農業委員会の意見書を付して県知事に進達することになります。

5番の賃貸人は・・・・・・の・・・・・・さん、賃借人は・・・・・・の・・・・・・さん、申請地4, 312平方メートルを借り受け、鉄骨平屋建て鶏舎及び集卵室を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への軽微な変更が行われているため、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

また、平成・年・月・日に軽微変更申請に伴う現地確認を会長及び・番・委員にいただきました。その際、軽微変更については問題ないと判断していただきましたが、申請地に、高圧受電

設備（キュービクル）が設置されていたため、事前着工に該当するとの指摘があり、平成・・・年・月・・・日、県に違反転用連絡票により報告しました。

その後、平成・・・年・月・・・日、県より簡易手続相当の違反案件に該当するとの通知を受けて、追認申請手続きをするように指導しました。

今回、追認に必要な申請書及び顛末書を添えて、高圧受電設備（キュービクル）を含めた転用申請書の提出がありました。

なお、申請者より現在の高圧受電設備（キュービクル）の破損等があり、急きょ設置したとはいえ、農地法の転用申請を提出せずに着手したことは申し訳ありませんでした。今後はこのような不始末はせず、農地法の規定を厳守しますとの顛末書を島原市農業委員会に提出がされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は賃借人の宅地、東側は里道を挟んで山林、西側は道路挟んで農地となっております。

雨水は溜枿を経由して既存側溝へ放流、汚水は鶏糞と一緒に発酵施設で処理するという事で、問題なしと見て参りました。

先ほど、事務局より説明がございましたが、既に設置されている高圧受電設備（キュービクル）につきましては、県より追認許可相当との回答を得ていることから、この鶏舎用地の申請はキュービクルを含めたところで許可相当であると判断しております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について、ご意見等ありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

この鶏舎は規模が大きいようだが、鶏糞などの処理は間違いなく処理計画ができていますでしょうか。現地調査員がそのところを見てこられたかお伺いしたい。

事務局

鶏舎はまだ完成していないので、申請者からは先ほど説明しましたように、鶏糞の処理は確実に処理すると。2年ぐらい前に山側に同じような鶏舎を作っていますが、その分についてはちゃんと処

理をしているということは、現地を見てはいませんが、鶏舎で中に入りづらいものですから、中は見てはいませんが、本人からの聞取りはしております。

・・・番（・・・・・・ 委員）

農業委員も中に入れて見せないということは、腑に落ちないのですけど。法律で、入れないという規定があるのですか。手足を洗って入れればいいと思うのですけど。

事務局

本人が入らないでくださいとは今回は聞いていません。ただ、鳥インフルなど、いろいろな問題があって、それが原因といわれるのを心配したものですから、事務局の方で全体を見ていただいて判断していただいています。

中に入って見るというのは、事務局より本人に伝えれば入れると思いますが、今回の申請の場所と図面で、中に入らないで、鳥インフルなども心配したものですから、事務局で入らないで確認してもらうことで進めました。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今の件ですが、私も現地調査をした委員として事務局から説明がありましたけども、報告したいと思います。

先ほど・・・委員がいわれたように、ここは以前、し尿の処理で問題のあったところでもあります。今度、経営者が変わりました、し尿処理については大変気を使っておられ、また、半年前に天日の鶏糞乾燥場も北側に作られており、乾燥された鶏糞は会社のルートを通じて販売されているようです。

それと、九州でも4、5本の指に入るぐらい養鶏の羽数としては、かなりの羽数を持っている業者であり、また、島原市の大型養鶏場も買われ、・・・の養鶏場も買われて、し尿の処理は以前と比べて企業で行っておられますので、注意されており、私たちが疑義があれば事務局に現地調査員として中を見せるよう言うつもりでしたけども、今のところそういう流れは無いように思えますので、中までの調査は現地調査としてはしなかったわけであります。

議長

ほかに、ご意見等がありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

申請地は、以前問題となった・養鶏の後でしょう、確認を1、2点、今事務局の説明でキュービクルの故障が1点、事前着工というのが1つあった、確認ですけども、何のために事前着工をしたのか、どんな説明をされたのか、県にも提出していると説明があったが、農業委員会には何もなくて、どのようにされたのか、事前着工の原因。また、キュービクルの規模は、中古なのか、新品なのか、中古だと壊れやすい。その2点を解っていただければ説明してもらいたい。

事務局

キュービクルについては、今まで設置してあったものが、鶏糞の処理施設の近くで、腐食で壊れたため、急ぎよ新たに設置が必要となったため、申請地、申請地の上にも鶏舎があり、どちらの施設にも必要なため、申請地が設置に適していたということで設置した。キュービクルについては、見たかぎりでは新しいキュービクル、面積については3平方メートルです。

また、簡易な手続きでできる、違反転用には変わりはないのですが違反転用の顛末書を付けて申請書と一緒にだしてもらいました。

なお、島原市農業委員会へもこういうことは二度としませんので、よろしくお願ひしますという、顛末書を島原市農業委員会へも提出してもらっています。

議長

ほかに、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第7号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和60年月日不詳頃から申請地と隣接地の一部に数十本の雑木が生息しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 委員

現地調査員

第7号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は. . . の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側は農地、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、隣接宅地にある居宅は約30年以上前から空き家になっている状況でありまして、隣接宅地の一部が山林化しており、それが申請地にも一部侵食してきております。申請地の一部残っている畑についても、農地として復元して耕作できる状態に戻すのは難しいと判断しましたので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第7号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第8号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・番 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得よ

うとするものであります。

利用権設定については、議案集 8 ページから 13 ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 10 件 25 筆 17,862.00 m²

耕作権の再設定 15 件 35 筆 25,361.91 m²

合 計 25 件 60 筆 43,223.91 m²

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 14 ページに記載のとおりで、
1 件 1 筆 240.00 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（園田 好廣 会長代理）

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第 8 号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第 8 号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・・番 …… 委員の入場を求めます。

（…………… 委員 入場）

議長

・・・委員に関する案件も含め、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第 9 号議案、について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第 9 号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出があり、「農地中間管理事業の実施

に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば、総会日に農用地利用集積計画（案）の審査決定と配分計画（案）の意見聴取を同日日の会で良いとなっております。

議案集の15ページをご覧ください。

1番の・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は18,522 m²、農機具はトラクター2台、トラック3台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・母の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

2番から7番は・・・の・・・さんで、組織形態は有限会社、事業要件としては主たる事業は「農業」と「農業に関する事業」であって、売上高が過半を占めており、また構成員は4名で農業従事日数は全員150日以上であり、役員は5名で全員が150日以上の農業従事日数があり、農地所有適格法人であります。賃貸借後の耕作面積は92,763 m²、農機具はトラクター2台、トラック9台等の農業機械器具を所有し、主に野菜等を生産・出荷されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第9号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。次に、第10号議案島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

第10号議案、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について説明します。

この協議会は、農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業振興地域を保全し形成することを目的として設置されております。現在の委員の任期が平成28年7月31日を以て満了することに伴

い、市長より次期委員6名の推薦依頼がきておりますので、次期委員の推薦方よろしくお願ひします。
なお、委員の任期は平成28年8月1日から2年間となっております。
現在は、各地区から1名委員として選出されています。
以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か意見等はありませんか。

(発声なし)

議長

意見がないようであれば、議長において指名推薦いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、議長において指名推薦いたしたいと思います。島原市農業振興地域整備促進協議会委員の次期委員として、現在の委員であります、・・・・委員、・・・・委員、・・・・委員、・・・・委員、・・・・委員、・・・・委員の6名を推薦したいと思います。
本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要があります。
・・・・委員の退場を求めます。

(・ ・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり・・・・委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・・委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。
・・・・委員の入場を求めます。

(・ ・ 委員、入室、着席)

議長

・・・・・・委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、・・・・・・委員の退場を求めます。

(・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり・・・・・・委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・・・・委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。
・・・・・・委員の入場を求めます。

(・ ・ 委員、入室、着席)

議長

・・・・・・委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、・・・・・・委員の退場を求めます。

(・ ・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり・・・・・・委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、……委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

… 委員の入場を求めます。

(… 委員、入室、着席)

議長

……委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、…… 委員の退場を求めます。

(… 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり ……委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、……委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

……委員の入場を求めます。

(… 委員、入室、着席)

議長

……委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、……委員の退場を求めます。

(・ ・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり ・ ・ ・ ・ ・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 という発声)

議長

ご異議がないようですので、河内義昭委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。
・ ・ ・ ・ ・ 委員の入場を求めます。

(・ ・ 委員、入室、着席)

議長

・ ・ ・ ・ ・ 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、 ・ ・ ・ ・ ・ 委員の退場を求めます。

(・ ・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり ・ ・ ・ ・ ・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 という発声)

議長

ご異議がないようですので、 ・ ・ ・ ・ ・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。
・ ・ ・ ・ ・ 委員の入場を求めます。

(・ ・ 委員、入室、着席)

議長

・・・委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

次に、第11号議案 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

第11号議案、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明します。

この目標及び活動計画につきましては、農業委員会は「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付27経営第2933号(農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、毎年度、農地等利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況を策定し、公表することとされています。

つきましては、28年度の活動計画は6月までに作成し、7月末までに県を經由して農政局に報告するようになっていきますので、今回「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を作成し、議案として上程したところであります。

まず、別添1の資料をご覧ください。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてですが、Ⅰ 農業委員会の状況 としまして、1. 農家・農地等の概要ですが、「総農家数」は1596戸、内訳としまして「自給的農家数」が486戸、「販売農家数」が1110戸となっています。これは「2010年農林業センサスの数値を計上しています。また「農業就業者数」は2489人、内数としまして「女性」が1116人、「40代以下」が362人となっています。

市内の認定農業者は533経営体あり、また、基本構想水準到達者は115経営体、そして認定新規就農者は2経営体、農業参入法人は1経営体 あります。

次に農地等の面積ですが、耕地面積は「長崎農林水産統計年報」の数値1850ha、経営耕地面積は「2010年農林業センサス」の数値1626ha、遊休農地面積は昨年確認個所の20.5ha、農地台帳面積は2063haとなっています。

2. 農業委員会の現在の体制ですが、島原市の場合、旧制度に基づく農業委員会であり、任期満了年月日は平成29年7月19日までとなっています。選挙委員が24名、選任委員が7名の計31名です。

また、その内、認定農業者が21名いらっしゃいます。

次に、Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化としまして、1. 現状及び課題として、4月1日現在の集積面積は1291haで、集積率は約62%となっております。従来の集積面積は認定農業者のみの経営面積を報告していましたが、今回から捉え方が変更になり、認定農業者及び基本構想水準到達者の経営面積を記載しています。

課題としまして、農業従事者の高齢化に伴う離農者等の農地及び条件の悪い農地の集積が今後の問題と考えています。

2. 平成28年度の目標及び活動計画ですが、目標としましては、現在の集積面積に36ha(新規集積

面積 14ha)を加えた 1327ha を目指したいと考えています。目標設定の考え方は、国が目指す 10 年後(平成 37 年度まで)に農地の 8 割を担い手に集積するという目標に準じています。

活動計画としましては、4 月の農事実行組合長会議での説明、また農業委員会機関紙「農委のうごき」を各農家に配付して周知を図る、農業委員による集積・あっせん、そして貸借更新手続き時の集積説明などを実施し、担い手への集積を増やしていこうと考えます。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進であります。今回より新たに出来た項目ですが本市の新規参入状況は、平成 25 年度から平成 27 年度まで、各年度 1 経営体のみとなっています。

この表には青年就農給付金対象者も含まれますが、親元就農は対象外となり、この数字となっています。

参入促進の課題としまして、本市は農業が盛んな地域であり、規模拡大を考えている認定農業者も多い。しかしながら、市内の農地の 1 筆の平均面積は約 8a と少なく、また不整形の農地も多い。

このような中、貸付希望農地は点在している状況であり、農地の確保が円滑にいくよう支援が必要と考えています。

2. 平成 28 年度の目標及び活動計画ですが、目標は 1 経営体を考えています。活動計画としまして、新規参入を希望する個人及び法人に対し、随時、関係機関や団体等と連携し、農地の貸借や取得の相談に応じ、手続き等について助言・指導を行っていききたい。また、8 月と 12 月に産業部主催で行う「就農相談会」で連携して相談等を行いたいと思っています。

次に P3 をご覧ください。Ⅳ 遊休農地に関する措置であります。1. 現状及び課題ですが、現状は 27 年調査で遊休農地面積は 20.5ha となっています。課題としまして、近年の農地利用状況調査では微増加傾向であり、多くは小区画・不整形農地であります。今後も引き続き遊休農地の解消を図ることが課題です。

2. 平成 28 年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積 2ha を目標としたいと思います。新規遊休農地発生も考慮し、前年度の遊休農地面積を維持していければと考えています。

ここで皆さんに連絡があります。

平成 29 年度から農地に対する税制が変わります。

これは、遊休農地を放置したままにすると課税強化に、そして中間管理機構に所有する全農地(10a 未満の自作地を除く)を 10 年以上の期間で貸し付けた場合に課税軽減となります。

詳細については、総会終了後に説明したいと思います。

このような農地の制度改正等により、これに伴う事務の工程上、今年度から農地の利用状況調査は 8 月中に実施しなければなりません。

そして意向調査を 9 月末までに発出し、10 月末の提出期間を設けて、11 月に未提出者への農業委員さんの訪問回収を予定していますので、ご多忙とは存じますがよろしくお願ひします。

その後 12 月末までに取り纏めを行い、最終的に意向の表明期限は翌年の 1 月末となっています。

そして、6 か月後、同じ年の 8 月(翌年の利用状況調査時)に意向どおりに実施されているかどうかの現地確認をします。意向どおり実施されていない場合又意向の表明をされていない方については、1 1 月末までに所有者及び機構に対して協議勧告の通知を行うようになっております。

なお、中間管理機構に貸付の意志がある方等は協議勧告の対象とはなりません。

ちなみに、平成 29 年度税制改正の対象地は、平成 27 年分の遊休農地が対象となります。

例年より前倒しの農地の利用状況調査となり、又暑い時期となりますがよろしくお願ひします。

次に V 違反転用への適正な対応についてであります。現在、違反転用はありませんが、今後とも農地の利用状況調査や担当地区委員さんの日頃の監視活動等により、違反転用の防止に努めていきたいと考えております。

以上で平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についての説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

遊休農地を解消するということは、農業委員会としては重要な課題かなと思っております。

そういった中で、よく遊休農地の調査に行きますよね、なかなか同じ場所をずっと見とかなければいけないですね、今回の場合、そういった農地の税金が変わりますと読ませてもらったのですが、もし税金が上がるということになれば、現在遊休農地になっていると税金の上がる対象になるのですか、それは、農業委員会から報告するのですか。

事務局

・・・委員の質問についてであります。課税強化となるのが平成 29 年度からの実施になります。

それで、来年の 1 月 1 日時点での勧告されている農地が該当します。それで、先ほど説明しましたように、その対象となるのは平成 27 年調査をした農地から対象になってきまして、そして、今年 8 月の利用状況調査で再度その場所を見ていただく。そして、解消してあればいいのですが、解消しなければ、再度事務局からも連絡を行って、それでも農地としての活用をされないとなった場合には、今年 11 月までに所有者に対して協議勧告の通知を農業委員会から行うようになってきます。

それで、協議勧告を行って 1 月 1 日そのままであれば、課税強化の対象農地となることになってきます。

・・・番（・・・・・・ 委員）

29 年度から課税の対象となるということで、現在、反当り農地がどれくらいの課税があつて、そういう改善が見られない農地には 1.8 倍ぐらいの固定資産税が課税されるようになってくるのですけども、だいたい坪いくらぐらいになるのか。

事務局

一例を上げさせていただきますと、これは有明地区ですけども、1 反で評価額が 8 万から 9 万ぐら

いで、少し高い方ですけども、その場合に固定資産税額が約1,300円です。

これが課税強化の対象になってきますと、1.8倍になりますので、だいたい1,000円ぐらい上がるようになります。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今まで見に行ったところの遊休農地になるような場所の農地があって、出来れば早く使うような形になればと考えておりますが、なかなか改善できてないものですから、今回税金が少し加算されるということになったときに、効果があるのかなど、期待もするんですけども、これくらいの金額ではたして遊休農地でそのまま放置されている方が、農地の管理に対して必要としている、そのまま放置したままになるのではないかと。

・・・でも毎年行くんですけども、やばみたいになっているところが実際あるんですね。そういう所は何とかできないかと周囲の人が耕作をするとか、していかなければと声をかけるんですけども、なかなか改善には結びつかない状況にあるものですから。

今回の税金が少し上がるということが改善の一翼を担ってもらえればと思っているんですけど。

議長

ほかに、ご意見等がありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

現地調査に行ってみると、湿田、あるいは道路がなかったり、トラクターが入らないので出来ない所があるわけですね、そういう所も課税強化の対象になるのですか。あえて放棄地になっている所がある。

事務局

・・・委員がいわれる湿田とか農地の進入路がない等の理由で現在耕作されていない農地もあろうかと思えます。そうしたなかで、先ほども説明しました来年の1月1日の対象になる農地は昨年調査した箇所が対象農地となってきます。そういったところの農地が遊休農地にならないように農業委員さんが指導をしていただければと思っています。

・・・番（・・・・・・ 委員）

1筆1,000円上がるのか、1筆は1畝もあるし、1筆3反もさる、どちらも同じに上がるのか。

事務局

今、一例をいったのは1反で評価額が8万円前後ぐらいの時の話です。あくまでも評価額に対しての課税です。1筆の面積が1反の場合をいったわけです。

・・・番（・・・・・・ 委員）

地目が農地でなければ課税は強化されないのか。

事務局

現況が農地の場合のみです。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今の説明で、だいたいわかりましたが、貸したいけど道がないなどの条件で借りる人がいない場合はどういうことになりますか。

事務局

道がなくて借りる人が出てこないというケースも当然あるかと思えます。そうした場合は今年の遊休農地の調査の際、昨年から説明しておりましたが、荒廃農地B分類、再生困難な農地という所も今回見ていただくことで考えています。B分類、再生困難な農地といいますのは、現状が山林化しているとか、農地に復元するための物理的条件が著しく困難なもの、また周囲の状況から見て農地として復元しても継続して利用することができない農地を指します。現状、周囲を判断していただいて農業委員さんに現地を確認していただいて判断していただきたいと思っております。

事務局

補足をさせていただきます。今、・・・委員さんが言われた分について、基本的には農業振興地域のみです。それ以外、都市計画区域については対象から外れています。それと、あくまでも勧告については中間管理機構が借りてもいいという所を貸さなかった場合は勧告してください。道がない等で中間管理機構が借受けをしない農地については勧告はしないでくださいとなっています。

勧告をした分だけ、農業委員会から税務課に報告して29年度から1.8倍に上がるということになります。誰も借りない所が固定資産税だけ上がることはないと理解してください。

議長

ほかに、ご意見等がありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がないようであれば、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第11号議案は承認することに決定します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集17ページに記載のとおりで、3件 5筆 6,271.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は同じく18ページに記載のとおりで、2件 4筆 3,383.00㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

以上で第25回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第25回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後3時42分